

指定病院等の不在者投票施設における 投票立会人の手引き

令和8年1月

山口市選挙管理委員会

外部立会人の立ち会いについて

公職選挙法【公職選挙法第49条第10項】の改正に伴い、不在者投票の公正な実施の確保に努める努力規定が設けられ、総務省から指定病院等で行われる不在者投票については、市選挙管理委員会が選定した立会人（以下外部立会人）を立ち会わせる取組を積極的に進めるよう通知されております。

このことから、山口市でも可能な限り指定病院等での不在者投票に外部立会人を立ち会わせることについて御案内いたします。

◆外部立会人の業務◆

●投票手続きの全てに立ち会う

投票用紙等の確認・交付から、投票用紙が入った投票用外封筒を不在者投票管理者が受領するまでの全投票手続きに立ち会います。

【主な内容】

- ・投票用紙等が所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかの確認の立ち会い
- ・選挙人が投票用紙に記載し、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名し、不在者投票管理者に提出するまでの立ち会い

●意見を述べる

不在者投票管理者から代理投票を拒否すること等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が代理投票を認められたことについて、不在者投票管理者の決定に異議がある場合は、意見を述べることができます。

●投票用外封筒に署名すること

投票立会人は、選挙人から提出のあった投票用紙が入った投票用外封筒に、署名します。

●病院等のベッド上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立ち会いがある限り投票することができます。

●代理投票について

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

【病院等の不在者投票施設における代理投票の流れ】

- 1 選挙人は不在者投票管理者に対し、代理投票を申し出ます。
 - 2 不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、補助者2名を投票人本人の承諾を得て定めます。
 - 3 補助者のうち1名の立ち会いの下に他の1名が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを投票用封筒（内封筒に入れて、次に外封筒に入れる）に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、不在者投票管理者に提出します。
- ※ 補助者は投票事務に従事する者に限られ、投票立会人が代理投票の補助者を兼ねることはできません。

◆外部立会人の報酬◆

●支払方法

勤務した時間に応じて外部立会人に報酬の支払いをしてください。

外部立会人への報酬の支払いは、①指定病院等から支払う方法、②県選挙管理委員会から支払う方法の2つがありますが、①指定病院等から外部立会人に支払う方法での支払いをお願いします。

従いまして、指定病院等において報酬を外部立会人に支払った後、県選挙管理委員会に支払った額を請求していただくこととなります。

●支払い額

1時間あたり1,460円（1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げ）

1回あたりの従事時間が7時間を超える場合は12,400円を上限とします。

※ 旅費等は報酬（1時間あたり1,460円）に含まれるものとし、別途支払う必要はありません。

※ 外部立会人の了解があれば後日の支払いも可とします。

※ 口座払いも可能ですが、振込手数料は病院負担となります。

※ 源泉徴収額については源泉徴収税額票の丙欄で算出することとなり、7時間を超えない限り支払は不要です。

※ 支払った報酬分の金額を県選挙管理委員会に請求する際に必要となるため、外部立会人に領収書《様式5》に記入してもらい、保管しておいてください。

◆外部立会人の選定のながれ（フロー参照）◆

①指定病院等から市選挙管理委員会へ外部立会人選定の依頼

《様式1》を市選挙管理委員会に提出

②外部立会人候補者名簿をもとに外部立会人の選定

※従事可能日、住所をもとに市選挙管理委員会から外部立会人候補者へ依頼します

③市選挙管理委員会から指定病院等へ外部立会人決定の連絡

《様式2》を市選挙管理委員会から受理する

④指定病院等から外部立会人へ立会人選任書・承諾書の送付

《様式3》《様式4》を外部立会人に送付する

⑤外部立会人から指定病院等へ承諾書の送付

《様式4》に署名、押印したものが外部立会人から送付される

⑥外部立会人が不在者投票に立ち会う

⑦指定病院等から外部立会人へ立会人報酬の支払い

⑧領収書《様式5》に記入してもらう

⑨指定病院等から県選挙管理委員会へ経費の請求

（県選管配布の不在者投票の手引き参照）

i 経費請求書《別記様式12》により外部立会人報酬の請求

市選挙管理委員会からの外部立会人決定通知の写し《様式2》、領収書の写し

《様式5》を添付する

⑩県選挙管理委員会から経費の支払

外部立会人事務フロー

